

いしかわ結婚支援センター 「縁結び ist によるお見合い」 会員利用規約

1. 「縁結び ist によるお見合い」とは

会員登録後、結婚支援ボランティア「縁結び ist」がお見合い相手の紹介を行い、お二人のお見合いや交際をサポートします。

【留意事項】

- ア 「縁結び ist によるお見合い」では、公開されたプロフィールをもとに、縁結び ist がお相手紹介の心当たりがある場合に担当となります。
- イ 「縁結び ist によるお見合い」では、ご自身でお相手検索を行うことはできません。
ご自身でお相手検索をされたい場合は、「いしかわ縁結びマッチング」に会員登録してください。
- ウ 「いしかわ縁結びマッチング」にも登録している場合、利用についてはご自身の責任と判断で行っていただき、お相手との間でトラブルのないよう留意してください。
- エ 「縁結び ist によるお見合い」に関するお問い合わせは、いしかわ結婚支援センターまでお願いいたします。

2. 会員登録ができる方

いしかわ結婚支援センター（以下「センター」という。）が運営するお見合い制度「縁結び ist によるお見合い」の会員登録ができるのは、次の事項をすべて満たす方です。

- (1) 結婚を希望する 18 歳以上の独身男女
- (2) システムにアクセスできるパソコンやスマートフォンを所有し、自ら操作できるとともに、メールアドレス（本人のみ利用するもの）と電話番号を登録できる方
- (3) 石川県内に在住もしくは在勤の方、または石川県での結婚をお考えの方
- (4) センターの利用に必要な機器、通信にかかる費用を負担できる方
- (5) センターからの身元の確認や連絡に対応できる方
- (6) 「11」に定める禁止事項の項目に該当しない方

3. 会員登録の方法

- (1) 本会員規約に同意の上、入会申込をし、本人確認を行います。本人確認はすべてシステム上で行います。会員登録に必要な書類をシステムにアップロードして提出してください。
- (2) 本人確認完了後、本登録となります。本登録となった時点で、デジタル会員登録証及び会員 ID を発行します。

4. 会員登録に必要な書類等

- (1) 本籍地の市区町村長が発行する独身証明書（戸籍の個人事項証明書（戸籍抄本）での代用も可能）
※いずれの場合も、発行日から3か月以内の原本に限ります。
※独身証明書は市区町村によって取得方法が異なりますので、本籍地の市区町村にお問い合わせください。
- (2) 写真付きの身分証
※①運転免許証②マイナンバーカードのうち、いずれか一つを提出してください。
- (3) プロフィール用写真（最大2枚）
 - ・無帽で本人のみが写り、3か月以内に縦型で撮影されたものをデータで提出
 - ・1枚目の写真は必須であり、上半身が写っているもの
 - ・2枚目の写真は任意としますが、全身が写っているもの。いずれの写真も第一印象に影響します

ので、ご自身の魅力が十分に伝わる写真を選んでください。

- ・プロフィール用写真としてふさわしくない場合（顔が正面ではない、本人が小さすぎる、本人の位置が中央でない、背景に他者が写っている、暗すぎる、個人情報が含まれている等）及びセンターの職員が不適切と判断した写真（編集・合成・加工された写真等）の場合は、差替えを求めることがあります。
- ・プロフィール用写真は、縁結びist 及び縁結びist から紹介されたお相手に対して、必ず公開されます。

5. 登録期間及び利用登録料

期間の定めはありません。また、利用登録は無料です。

【留意事項】

いしかわ縁結びマッチング」への利用登録を希望される場合には、2年間で10,000 円の利用登録料が別途必要です。

6. 登録内容

(1) 非公開項目

氏名、生年月日、現住所、電話番号、メールアドレス

(2) 公開される必須項目

性別、年齢、居住地（市町村名まで）、ニックネーム、最終学歴、雇用形態、職業、婚歴、子の有無（人数）、お見合いの希望スタイル、お見合いの希望エリア、プロフィール写真

(3) 記入した場合に公開される任意項目

① ご自身のプロフィール

身長、血液型、出身校（大学、高校等）、資格、勤務先、年収、休日、住居、転勤の有無、婿養子の可否（男性）、結婚後の居住希望地域、結婚後の親族との同居、扶養親族の有無（人数）、タバコ、お酒、趣味、自己PR

② お相手についての希望

年齢、身長、職業、年収、休日、居住地、結婚後の居住希望地域、最終学歴、婚歴、子の有無（人数）、婿養子の希望（女性）、結婚後の親族との同居、タバコ、お酒

【留意事項】

登録された公開情報については、縁結びist 及び縁結びist から紹介されたお相手に公開されることが前提となります。

7. 登録内容の変更

登録内容に変更が生じた場合は、次の方法により速やかに手続きを行ってください。

登録内容と実態に違いがあった場合、お見合い時やその後の交際などで支障が生じる可能性がありますので、必ず変更手続きを行ってください。性別、生年月日、ニックネームは原則変更できません。

(1) 非公開項目及び必須公開項目（職業）

センターで変更しますので、メール本文に氏名、生年月日を明記し、変更したい項目の変更前・変更後を記載し、登録しているメールアドレスからセンターに連絡してください。

(2) 必須公開項目（職業以外）及び任意公開項目

システムからマイページにログインし、「プロフィール情報変更」から変更を行ってください。

8. プロフィール公開からお見合いまで

- (1) 登録したプロフィール（公開項目）が縁結びistに公開されます。
- (2) 縁結びistがお相手紹介の心当たりがある場合に、会員の担当となり、お見合いの提案がされます。担当期間は2ヶ月間です。
- (3) 担当縁結びistが決定した場合は、その都度メールでお知らせします。

【留意事項】

- ア 会員自身が、他の会員を検索することはできません。
- イ 担当縁結びistとのやりとりは、電話もしくはショートメール等となりますのでご了承ください。
- ウ 個人情報保護の観点から、ご自身を含む会員の個人情報を適正に管理してください。

(4) お見合いの提案を受けた場合

縁結びistから紹介されたお相手のプロフィールは、マイページで確認することができます。なお、お相手とお見合いを希望するかどうかについては、担当縁結びistに対して回答してください。

【留意事項】

- 「縁結びistによるお見合い」では、会員以外のお相手を紹介される場合があります。
- その場合、お相手のプロフィールは、マイページ上ではなく郵送される書類での確認となる場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- ※書類での郵送となる場合、担当縁結びistから事前にご連絡いたします
- ※郵送された書類は、担当縁結びistに必ず返却してください。書類返送にかかる 切手代についてはご自身でご負担ください。

(5) お見合いに至らなかった場合

担当縁結びistからお見合い不成立の連絡があります。また、マイページからお相手のプロフィールを閲覧できなくなります。

その後、担当縁結びistから別のお相手の紹介があった場合は、同様に(4)のとおり対応してください。

(6) 双方がお見合いを希望した場合

- ① 担当縁結びistがお見合いの場所・日時等を電話もしくはショートメール等で調整します。担当縁結びistからの連絡がありましたら、ご自身のご希望をお伝えください。なお、お見合いには担当縁結びistが同席します。
- ② お見合いは、対面もしくはオンラインでの実施となります。オンラインを希望する場合は、担当縁結びistにその旨お伝えください。
- お見合いをオンラインで実施する場合は、センターもしくは担当縁結びistからzoomURL等の案内があります。また、センターが事前の接続確認等を行います。
- ③ お見合いに関するお相手への連絡については、担当縁結びistを通してやりとりしてください。

(7) お見合い

- ① お見合いは、対面・オンラインどちらにおいても、担当縁結びist同席のもと行います。本人確認のため、デジタル会員登録証の提示が必要です。
- ② お見合いの時間は1時間程度とします。お見合い終了後、会員双方から担当縁結びistに終了した旨の連絡を行ってください
- ③ 対面でのお見合いの場合、お見合い場所での飲食等の費用については実費負担となります。

なお、お見合いの際の飲み物代は、担当縁結びistの分も含めてご負担ください。

- ④ 対面・オンラインどちらのお見合いにおいても、担当縁結びistの交通費として、1,000円をお支払いいただきます。

対面の場合は、当日お見合い場所で担当縁結びistに直接お渡しいただきます。

オンラインの場合は、事前にセンターから案内のあった口座に入金していただきます。

※担当縁結びistがセンターからオンラインお見合いに立ち会う場合のみ

なお、当日お見合いをキャンセルした場合、キャンセルした会員には担当縁結びistの交通費として2,000円をお支払いいただきます。振込先を案内した日を含めて14日以内に指定する銀行口座に振り込んでください。ただし、やむを得ない事情によりセンター長が認めた場合は、この限りではありません。

【留意事項】

- ア トラブル防止のため、お見合い当日は、氏名や住所、電話番号、メールアドレス等をお相手に教えないでください。
- イ 当日、連絡なしにお見合いをキャンセルした方については、制度の利用を制限させていただきますことがあります。

(8) 意思確認

- ① お見合い後、交際意思の有無を担当縁結びistに対して必ず回答してください。
- ② 双方が「交際に進む」と回答をすると、交際が成立します。

(9) 交際スタート

- ① 交際が成立した場合は、担当縁結びistから会員双方にお相手の氏名と電話番号をお伝えします。双方で連絡を取り合い、交際をスタートさせてください。
- ② 交際開始後、担当縁結びistが交際のフォローを開始します。定期的に交際の状況等をお尋ねいたしますので、ご回答ください。
- ③ 交際中、「縁結びistによるお見合い」で他のお見合いはできません。

【留意事項】

ア 交際開始後は、倫理を守り、お二人の自己責任において交際してください。

イ「いしかわ縁結びマッチング」にも登録している場合、交際開始後の利用はご自身の責任と判断で行っていただき、お相手との間でトラブルのないよう留意してください。

(10) 交際を中止する場合

- ① 交際を中止したい場合は、ご自身でお相手にきちんとお伝えください。
- ② 交際を中止した旨について、それぞれから担当縁結びistとセンターへご連絡ください。
- ③ センターでは、お二人からの交際中止の意思確認をした後、ご縁がなかった旨のメールをそれぞれに配信します。

(11) 成婚

ご成婚が決まった場合には、担当縁結びistと「縁結びist交流サロン」へご連絡ください。

【留意事項】

成婚された際、担当縁結びistに感謝を伝える等の行為については、ご自身でご判断いただきますようお願いいたします。

※担当縁結びistが成婚料の請求や物品のあっせん等を行う行為はセンターで禁止しております。

9. 休会・退会

ご結婚が決まった場合やその他の理由により休会・退会される場合は、「縁結びist 交流サロン」へご連絡ください。

10. 個人情報の取り扱い

センターでは、個人情報の取扱い（プライバシーポリシー）を定め、法令及びこの取扱いに従って個人情報を適切に利用・提供及び管理いたします。

11. 禁止事項

- (1) 次の各号に掲げる行為、その他の法令で禁じられている行為、公序良俗に反する行為及び他の会員に迷惑のかかる行為及びセンターの業務・運営に支障を生じさせる行為は禁止します。
 - ① 結婚している又は交際の異性が存在しているにもかかわらず登録をすること又は登録をしようとする事。
 - ② 暴力団員等（石川県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団及び暴力団員等をいう。）である者が登録をすること又は登録をしようとする事。
 - ③ ナンパ目的、結婚詐欺目的、営業目的、勧誘目的その他自分自身の結婚相手を探す目的以外の目的で登録をすること又は登録をしようとする事。
 - ④ 偽りその他不正な手段で登録をすること又は登録しようとする事。
 - ⑤ 縁結びist によるお見合いを悪用すること又は悪用しようとする事。
 - ⑥ プロフィール等に虚偽の記載をすることや、会員登録の内容に変更が生じているにもかかわらず、変更手続きを行わないまま検索等を行うこと。
 - ⑦ 待ち伏せしたり、見張りをしたり、面会や交際その他の義務のないことを行うことを強要し、粗野又は乱暴な言動をするその他つきまとい等（ストーカー行為等の規制等に関する法律第2条第1項に規定する「つきまとい等」をいう。）の行為を行うこと。
 - ⑧ 会員として知り得た個人情報を撮影（動画、静止画及び紙媒体、電子データを問わない）、複製、転記、譲渡または公開（SNS、動画投稿サイトへの掲示、紙媒体の提示・配布等）をすること。
 - ⑨ お見合い決定後、正当な理由もなく、キャンセルや無断欠席すること。
 - ⑩ センターの信用、品位を傷つけること。
 - ⑪ センターの業務に関し、他の会員、センターの職員等の関係者に粗野又は乱暴な言動をする、暴力を加える、又は脅迫すること。
 - ⑫ センターの業務に関し、不当な要求を執拗に行うことで、センターの業務に支障を生じさせること。
 - ⑬ 登録時に記入した誓約書の記載内容に違反すること。
- (2) お見合いの相手等、他の会員から「11」の(1)に定める禁止行為の情報提供があった場合には、必要に応じ、その行為の該当者に同意を得ることなく、該当者とその行為に関わる情報を警察等の関係機関に照会、相談又は情報提供をすることがあります。
- (3) 「11」の(1)に定める禁止行為が判明し、その態様が悪質又は結果が重大である場合には、法律等に基づき厳正に対処します。

12. 登録の抹消等

次の項目に該当する場合は、会員登録を抹消し、センターが実施する全ての事業の参加をお断りします。

- (1) 「11」の(1)に定める禁止行為を行った場合
- (2) センターの運営内容に同意をいただけない場合
- (3) センターからの重要な連絡に応じない場合

13. その他注意事項

- (1) センターは結婚を希望する会員の出会いをサポートするものであり、ご希望の条件の方とお見合い及び成婚を保証するものではありません。
- (2) センターで提供するサービスで出会ったお相手の方とお見合い後、交際するかどうか、また、どのように交際するかについては、ご自身の責任と判断で行ってください。
- (3) 万が一、お相手の方との間でトラブル等が発生した場合も、原則、当事者間で解決してください。センターの職員の対応及びシステムに起因するトラブルを除き、センターは一切の責任を負いません。
- (4) 本利用規約に違反する事例があった場合には、センターまでご連絡ください。
- (5) 会員が本利用規約に違反し、センターに損害を与えた場合、センターは、その会員に対し、センターが被った全ての損害について賠償を請求できるものとします。
- (6) 本利用規約は、センターが必要と判断した際に、会員に予告なく変更できるものとします。変更内容については、センターのホームページまたはセンターが適当と判断する方法で会員に周知します。

附則

この規約は、令和5年1月30日から施行する。

附則

この改正は、令和5年3月21日から施行する。

附則

この改正は、令和5年5月1日から施行する。

附則

この改正は、令和5年6月5日から施行する。

附則

この改正は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この改正は、令和7年12月10日から施行する。